

誠之フォトクラブ会則

1. (目的及び設立)
誠之会の中に、親睦を図り、写真を趣味とする有志を会員とする誠之フォトクラブ（以下「本クラブ」という）を設立する。なお、略称を「SPC」とする。
2. (会員資格)
本クラブの会員は、誠之会会員及びその紹介者で構成する。なお、会費不納入者について会員の50%以上の賛成で、除名することが出来る。
3. (運 営)
本クラブは、全ての会員が何らかの役割分担をする全会員参画型で運営される。
担当する役割分担は次のとおりとする。担当幹事は必要に応じて変更することが出来る。
(1) 講評・技術支援 (2) 総務 (3) 会計 (4) 写真展
(5) 広報・HP作成管理 (6) 資料管理 (7) 会計監査
4. (活 動)
本クラブは、次の活動を行う。
 - 4-1. 写真合評・講評例会（以下例会とする。）
原則として2ヶ月に1回行い、司会は輪番制とする。また、講評は、講評・技術支援幹事が行う。
 - 4-2. 撮影会
原則として年4回～5回程度とし、幹事は輪番制で、年次総会の行事計画策定時に選定する。
 - 4-3. 写真展
誠之会関係行事における展示を含めて、年1回～2回程度開催する。
 - 4-4. 作品鑑賞・勉強会
外部写真展などを中心に、年1回程度行う。
5. (本クラブの活動年度及び年会費その他の負担)
活動年度は、毎年1月1日～12月末日までとし、その間の年会費は5千円に定め、クラブの運営費（通信費、例会会場借用料、写真展開催関係費用（含むクラブ備品としての統一写真フレーム）など）に充てる。
例会、撮影会などの活動に要する飲食代は、原則として参加した会員の自己負担として、その都度精算する。
6. (年次総会)
各活動年度の第1回例会を年次総会とする。各担当幹事により前年度活動報告・決算報告等を行い、又新年度の活動計画・予算・その他必要事項を協議・決定する。
7. (慶弔費)
本クラブ会員本人の慶弔に限定し、5千円の慶弔費を本クラブより贈る。
8. (協 議)
本会則で疑義が生じた場合、年次総会または例会において、会員の50%以上の賛成により変更できる。
その結果を速やかに全会員に通告する。

附 則

- ・ 本会則（平成13年1月1日施行の会則）改訂は平成25年1月19日より有効とする。